

第三編

最高裁判所裁判官国民審査に
関する調

一 総 括

1 審査分会長及び同職務代理者に関する調

審査分会長 大分市南春日町2番-1001号ハズパレス春日
職務代理者 大分市長浜町3丁目5番17号

川 野 幸 男
石 掛 忠 男

2 審査に付された最高裁判所裁判官の氏名等に関する調

氏 名	生年月日	任命年月日
鬼 丸 かおる	昭和24年2月7日	平成25年1月6日
木 内 道 祥	昭和23年1月2日	平成25年4月25日
池 上 政 幸	昭和26年8月29日	平成26年10月2日
山 本 庸 幸	昭和24年9月26日	平成25年8月20日
山 崎 敏 充	昭和24年8月31日	平成26年4月1日

二 投票結果に関する調

1 投票状況に関する調

市町村名	区分			選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
大分市(第一開票区)	175,483	195,398	370,881	90,900	99,618	190,518	84,583	95,780	180,363	51.80	50.98	51.37			
大分市(第二開票区)	6,024	6,862	12,886	3,193	3,600	6,793	2,831	3,262	6,093	53.00	52.46	52.72			
別府市	43,919	54,418	98,337	23,279	28,815	52,094	20,640	25,603	46,243	53.00	52.95	52.97			
中津市	32,344	36,461	68,805	16,943	19,323	36,266	15,401	17,138	32,539	52.38	53.00	52.71			
日田市	26,546	30,474	57,020	15,392	16,989	32,381	11,154	13,485	24,639	57.98	55.75	56.79			
佐伯市	29,192	35,093	64,285	16,209	19,283	35,492	12,983	15,810	28,793	55.53	54.95	55.21			
臼杵市	16,028	18,597	34,625	9,120	10,372	19,492	6,908	8,225	15,133	56.90	55.77	56.29			
津久見市	7,707	8,970	16,677	4,367	5,122	9,489	3,340	3,848	7,188	56.66	57.10	56.90			
竹田市	9,537	11,126	20,663	5,488	5,978	11,466	4,049	5,148	9,197	57.54	53.73	55.49			
豊後高田市	9,181	10,535	19,716	5,603	6,187	11,790	3,578	4,348	7,926	61.03	58.73	59.80			
杵築市	12,255	13,686	25,941	6,665	7,167	13,832	5,590	6,519	12,109	54.39	52.37	53.32			
宇佐市	22,457	26,089	48,546	12,847	14,267	27,114	9,610	11,822	21,432	57.21	54.69	55.85			
豊後大野市	15,048	17,838	32,886	8,866	9,918	18,784	6,182	7,920	14,102	58.92	55.60	57.12			
由布市	13,771	15,455	29,226	7,799	8,314	16,113	5,972	7,141	13,113	56.63	53.79	55.13			
国東市	12,258	13,709	25,967	7,400	7,973	15,373	4,858	5,736	10,594	60.37	58.16	59.20			
市計	12,258	13,709	25,967	7,400	7,973	15,373	4,858	5,736	10,594	60.37	58.16	59.20			
姫島村	895	1,074	1,969	664	819	1,483	231	255	486	74.19	76.26	75.32			
東国東郡	895	1,074	1,969	664	819	1,483	231	255	486	74.19	76.26	75.32			
日出町	10,899	12,185	23,084	6,104	6,681	12,785	4,795	5,504	10,299	56.01	54.83	55.38			
速見郡	10,899	12,185	23,084	6,104	6,681	12,785	4,795	5,504	10,299	56.01	54.83	55.38			
九重町	4,114	4,619	8,733	2,307	2,475	4,782	1,807	2,144	3,951	56.08	53.58	54.76			
玖珠町	6,550	7,282	13,832	4,057	4,219	8,276	2,493	3,063	5,556	61.94	57.94	59.83			
玖珠郡	10,664	11,901	22,565	6,364	6,694	13,058	4,300	5,207	9,507	59.68	56.25	57.87			
町村計	22,458	25,160	47,618	13,132	14,194	27,326	9,326	10,966	20,292	58.47	56.41	57.39			
県計	454,208	519,871	974,079	247,203	277,120	524,323	207,005	242,751	449,756	54.43	53.31	53.83			

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

2 点字投票に関する調

市町村		区分	総 数	内		訳	
				有 効	無 効		
大	分	市	39	39	-		
別	府	市	11	11	-		
中	津	市	4	4	-		
日	田	市	0	0	-		
佐	伯	市	7	7	-		
白	杵	市	2	2	-		
津	久	見	2	2	-		
竹	田	市	4	4	-		
豊	後	高	1	1	-		
杵		築	2	2	-		
宇		佐	1	1	-		
豊	後	大	1	1	-		
由		布	1	1	-		
国		東	1	1	-		
	市	計	76	76	0		
姫	島	村	-	-	-		
	東国東郡		0	0	0		
日	出	町	-	-	-		
	速見郡		0	0	0		
九	重	町	-	-	-		
玖	珠	町	-	-	-		
	玖珠郡		0	0	0		
	町村分計		0	0	0		
	県	計	76	76	0		

3 仮投票に関する調

市町村名	総 数	仮 投 票 数			
		事由による内訳		受理・不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
大 分 市	0	0	0	0	0
別 府 市	0	0	0	0	0
中 津 市	0	0	0	0	0
日 田 市	0	0	0	0	0
佐 伯 市	0	0	0	0	0
臼 杵 市	0	0	0	0	0
津 久 見 市	0	0	0	0	0
竹 田 市	0	0	0	0	0
豊 後 高 田 市	0	0	0	0	0
杵 築 市	0	0	0	0	0
宇 佐 市	0	0	0	0	0
豊 後 大 野 市	0	0	0	0	0
由 布 市	0	0	0	0	0
国 東 市	0	0	0	0	0
市 計	0	0	0	0	0
姫 島 村	0	0	0	0	0
東国東郡	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0
速 見 郡	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	0	0	0
玖 珠 郡	0	0	0	0	0
町 村 計	0	0	0	0	0
県 計	0	0	0	0	0

4 代理投票に関する調

市町村名		区分	投票当日投票所における 代理投票	期日前投票所における 代理投票	合 計
大	分	市	130	286	416
別	府	市	65	85	150
中	津	市	23	50	73
日	田	市	24	72	96
佐	伯	市	39	83	122
白	杵	市	15	30	45
津	久 見	市	71	16	87
竹	田	市	12	44	56
豊	後 高 田	市	12	4	16
杵	築	市	14	13	27
宇	佐	市	21	207	228
豊	後 大 野	市	9	35	44
由	布	市	90	21	111
国	東	市	11	22	33
	市 計		536	968	1,504
姫	島	村	8	33	41
	東国東郡		8	33	41
日	出	町	55	12	67
	速見郡		55	12	67
九	重	町	28	3	31
玖	珠	町	24	9	33
	玖珠郡		52	12	64
	町村計		115	57	172
	県 計		651	1,025	1,676

5 不在者投票に関する調 不在者投票の受理、不受理に関する調

区分 市町村	投票管理者において 受理と決定し、かつ 拒否の決定をしな かったもの	投票管理者において不受理、又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において 受理と決定したもの	開票管理者において 不受理と決定したも の	計	
大 分 市	1,580	0	0	0	1,580
別 府 市	982	0	0	0	982
中 津 市	353	0	0	0	353
日 田 市	47	0	0	0	47
佐 伯 市	637	0	0	0	637
白 杵 市	244	0	0	0	244
津 久 見 市	129	0	0	0	129
竹 田 市	170	0	0	0	170
豊 後 高 田 市	146	0	0	0	146
杵 築 市	173	0	0	0	173
宇 佐 市	381	0	1	1	382
豊 後 大 野 市	504	0	0	0	504
由 布 市	286	0	0	0	286
国 東 市	101	0	0	0	101
市 計	5,733	0	1	1	5,734
姫 島 村	8	0	0	0	8
東国東郡	8	0	0	0	8
日 出 町	110	0	0	0	110
速 見 郡	110	0	0	0	110
九 重 町	87	0	0	0	87
玖 珠 町	78	0	0	0	78
玖 珠 郡	165	0	0	0	165
町 村 計	283	0	0	0	283
県 計	6,016	0	1	1	6,017

三 開票結果に関する調

1 開票状況に関する調

(総括表)

有効投票数	無効投票数	投票総数	その他	投票者総数
495,080	28,995	524,075	248	524,323

区分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効と された投票数	計
鬼丸 かおる	41,444	453,635	1	495,080
木内 道祥	38,901	456,178	1	495,080
池上 政幸	38,731	456,349	0	495,080
山本 庸幸	35,660	459,419	1	495,080
山崎 敏充	36,874	458,206	0	495,080

区分 市町村名	鬼 丸 かおる				木 内 道 祥			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	15,447	164,424	0	179,871	14,744	165,127	0	179,871
大分市(第二開票区)	578	6,103	0	6,681	528	6,153	0	6,681
別 府 市	4,101	45,191	0	49,292	3,824	45,468	0	49,292
中 津 市	2,955	30,789	0	33,744	2,826	30,918	0	33,744
日 田 市	2,617	27,794	0	30,411	2,438	27,973	0	30,411
佐 伯 市	2,537	30,897	0	33,434	2,293	31,141	0	33,434
白 杵 市	1,306	17,191	0	18,497	1,217	17,280	0	18,497
津 久 見 市	850	8,565	0	9,415	779	8,636	0	9,415
竹 田 市	884	9,745	0	10,629	863	9,766	0	10,629
豊 後 高 田 市	778	10,527	0	11,305	706	10,599	0	11,305
杵 築 市	1,026	11,891	0	12,917	954	11,963	0	12,917
宇 佐 市	2,347	22,794	0	25,141	2,149	22,992	0	25,141
豊 後 大 野 市	1,363	16,605	0	17,968	1,288	16,680	0	17,968
由 布 市	1,309	13,824	0	15,133	1,159	13,974	0	15,133
国 東 市	1,108	13,599	0	14,707	1,025	13,682	0	14,707
市 計	39,206	429,939	0	469,145	36,793	432,352	0	469,145
姫 島 村	22	1,417	1	1,440	14	1,425	1	1,440
東国東郡	22	1,417	1	1,440	14	1,425	1	1,440
日 出 町	1,035	11,166	0	12,201	969	11,232	0	12,201
速見郡	1,035	11,166	0	12,201	969	11,232	0	12,201
九 重 町	414	4,050	0	4,464	403	4,061	0	4,464
玖 珠 町	767	7,063	0	7,830	722	7,108	0	7,830
玖 珠 郡	1,181	11,113	0	12,294	1,125	11,169	0	12,294
町 村 計	2,238	23,696	1	25,935	2,108	23,826	1	25,935
県 計	41,444	453,635	1	495,080	38,901	456,178	1	495,080

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	池上政幸				山本庸幸			
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効とされた 投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効とされた 投票数	計
大分市(第一開票区)	14,589	165,282	0	179,871	13,706	166,165	0	179,871
大分市(第二開票区)	520	6,161	0	6,681	478	6,203	0	6,681
別府市	3,797	45,495	0	49,292	3,555	45,737	0	49,292
中津市	2,792	30,952	0	33,744	2,526	31,218	0	33,744
日田市	2,420	27,991	0	30,411	2,171	28,240	0	30,411
佐伯市	2,243	31,191	0	33,434	2,036	31,398	0	33,434
臼杵市	1,189	17,308	0	18,497	1,111	17,386	0	18,497
津久見市	785	8,630	0	9,415	697	8,718	0	9,415
竹田市	865	9,764	0	10,629	777	9,852	0	10,629
豊後高田市	714	10,591	0	11,305	647	10,658	0	11,305
杵築市	953	11,964	0	12,917	863	12,054	0	12,917
宇佐市	2,141	23,000	0	25,141	1,986	23,155	0	25,141
豊後大野市	1,284	16,684	0	17,968	1,151	16,817	0	17,968
由布市	1,169	13,964	0	15,133	1,053	14,080	0	15,133
国東市	1,106	13,601	0	14,707	939	13,768	0	14,707
市計	36,567	432,578	0	469,145	33,696	435,449	0	469,145
姫島村	16	1,424	0	1,440	14	1,425	1	1,440
東国東郡	16	1,424	0	1,440	14	1,425	1	1,440
日出町	997	11,204	0	12,201	904	11,297	0	12,201
速見郡	997	11,204	0	12,201	904	11,297	0	12,201
九重町	411	4,053	0	4,464	367	4,097	0	4,464
玖珠町	740	7,090	0	7,830	679	7,151	0	7,830
玖珠郡	1,151	11,143	0	12,294	1,046	11,248	0	12,294
町村計	2,164	23,771	0	25,935	1,964	23,970	1	25,935
県計	38,731	456,349	0	495,080	35,660	459,419	1	495,080

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	山 崎 敏 充			
	罷免を可 とする 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	14,188	165,683	0	179,871
大分市(第二開票区)	476	6,205	0	6,681
別 府 市	3,609	45,683	0	49,292
中 津 市	2,650	31,094	0	33,744
日 田 市	2,241	28,170	0	30,411
佐 伯 市	2,102	31,332	0	33,434
臼 杵 市	1,159	17,338	0	18,497
津 久 見 市	713	8,702	0	9,415
竹 田 市	799	9,830	0	10,629
豊 後 高 田 市	682	10,623	0	11,305
杵 築 市	885	12,032	0	12,917
宇 佐 市	2,022	23,119	0	25,141
豊 後 大 野 市	1,199	16,769	0	17,968
由 布 市	1,091	14,042	0	15,133
国 東 市	1,019	13,688	0	14,707
市 計	34,835	434,310	0	469,145
姫 島 村	11	1,429	0	1,440
東国東郡	11	1,429	0	1,440
日 出 町	966	11,235	0	12,201
速 見 郡	966	11,235	0	12,201
九 重 町	372	4,092	0	4,464
玖 珠 町	690	7,140	0	7,830
玖 珠 郡	1,062	11,232	0	12,294
町 村 計	2,039	23,896	0	25,935
県 計	36,874	458,206	0	495,080

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

2 無効投票に関する調

市町村名	点字投票以外の投票			計	点 字 投 票					計	無効投票 合 計
	正規の用 紙を用い ないもの	×の記号 以外の事 項を記載 したもの	全員につ いての記 載無効		正規の用 紙を用い ないもの	氏名のほ か他事を 記載した もの	氏名以外 の事項の みを記載 したもの	氏名を自 書しない もの	何人を記 載したか 確認しが たいもの		
大 分 市	-	10,654	-	10,654	-	-	-	-	-	0	10,654
別 府 市	-	2,784	-	2,784	-	-	-	-	-	0	2,784
中 津 市	-	2,500	12	2,512	-	-	-	-	-	0	2,512
日 田 市	-	1,958	-	1,958	-	-	-	-	-	0	1,958
佐 伯 市	-	2,023	-	2,023	-	-	-	-	-	0	2,023
白 杵 市	-	984	-	984	-	-	-	-	-	0	984
津 久 見 市	-	70	-	70	-	-	-	-	-	0	70
竹 田 市	-	836	-	836	-	-	-	-	-	0	836
豊 後 高 田 市	-	481	-	481	-	-	-	-	-	0	481
杵 築 市	-	887	16	903	-	-	-	-	-	0	903
宇 佐 市	-	1,954	-	1,954	-	-	-	-	-	0	1,954
豊 後 大 野 市	-	777	37	814	-	-	-	-	-	0	814
由 布 市	-	953	24	977	-	-	-	-	-	0	977
国 東 市	-	663	-	663	-	-	-	-	-	0	663
市 計	0	27,524	89	27,613	0	0	0	0	0	0	27,613
姫 島 村	-	42	-	42	-	-	-	-	-	0	42
東国東郡	0	42	0	42	0	0	0	0	0	0	42
日 出 町	-	580	-	580	-	-	-	-	-	0	580
速 見 郡	0	580	0	580	0	0	0	0	0	0	580
九 重 町	-	317	-	317	-	-	-	-	-	0	317
玖 珠 町	-	443	-	443	-	-	-	-	-	0	443
玖 珠 郡	0	760	0	760	0	0	0	0	0	0	760
町 村 計	0	1,382	0	1,382	0	0	0	0	0	0	1,382
県 計	0	28,906	89	28,995	0	0	0	0	0	0	28,995

最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事
鬼丸かおる
昭和二十四年二月七日生

略歴
東京都生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属小、中学校、同高校を経て、東京大学法学部私法コース、公法コースを卒業
昭和四八年 四月 司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録（山梨県弁護士会）
五三年 三月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成 六年 四月 司法研修所事務官
一七年 四月 東京弁護士会法曹養成セクター委員長代行
一八年 四月 東京弁護士会会長
特別委員
二〇年 二月 厚生労働省労働保険審査委員会
このほか、弁護士会の各種委員会委員、省庁の審議会委員等を務める。
二五年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二五年九月四日 大法廷決定
婚外子の相続分を嫡出子の二分の一と定めた民法九〇条四号ただし書前段の規定は、憲法違反である（全員一致）。
- 二 平成二五年二月二〇日 大法廷判決
平成二四年二月施行の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙は違憲状態の選挙区割りで行われたが、是正のための合理的期間には経過してないもので区別規定は合憲であるとした多数意見につき、憲法は国民の投票権をできる限り一対一に近い平等を保障しているとして、選挙区割りから同選挙区割りはこれに反するが、右のような投票価値の平等を保障する選挙制度の構築には時間を要するとの理由で、右の合理的期間は経過してないとの意見を付加した。
- 三 平成二六年三月二四日 第一小法廷判決
後に懲罰が労務認定されて無効となった解雇による損害賠償では、使用者が労働者の健康に及ぼす影響等により十分に注意すべき安全配慮義務があり、体調不良を誘った等して本件では、労働者から過去の精神科通院等の申告がこれを重視して過失相殺をすることはできない（全員一致、裁判長）。
- 四 平成二六年一月二九日 第二小法廷決定
異議書の議員が異から交付された政務調査費の支出に係る一万円以下の支出の領収書その他の証拠書類及び会計帳簿は「専ら文書の所持者の利用に供するため」の文書に当たらないとして、文書提出命令を認めべきものとした（全員一致、裁判長）。
- 五 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月に施行された参議院議員通常選挙は違憲状態の定数配分で行われたが、なご定数配分規定は合憲であるとした多数意見に対し、できる限り一票に近いことが憲法の要請であって、同選挙の時点で既に国会の裁量権の限界を超えており違憲であるから、同選挙は違法であると宣言すべきであるとの反対意見を付した。

裁判官としての心構え

三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見ると、裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙遜に向き合いつつ、良心に従い、誠実に公正な裁判を行うことであると考えてきました。

裁判官就任後は、描いてきた裁判官の任務を自ら実践するよう心がけています。最高裁判所は、紛争を抱える当事者や罪に問われる人々の最後の砦です。最終審を担う一員として、普遍的な憲法や法令の精神を基礎としつつ、多面的な見方と心配りし、憲法の番人の呼び名に恥じないよう、正しい判断を行うことが最も重要な職務であると考えています。



最高裁判所判事
木内道祥
昭和三年一月二日生

略歴
徳島県生まれ。東京大学法学部卒業
昭和四八年 三月 東京大学法学部卒業
四八年 四月 司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録（大阪弁護士会）
平成 四年 四月（一五年三月）大阪家庭裁判所調停委員
一三年 四月 大阪弁護士会副会長兼改正問題検討特別委員会委員長
一三年一〇月 法務省民事・人事訴訟部会人事訴訟法分科会委員
一八年 七月 日連連例憲法改正問題検討委員会委員長
二五年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二二年九月四日 大法廷決定
嫡出でない子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定が憲法一四条に反する（全員一致）。
- 二 平成二二年一月二〇日 大法廷判決
平成二二年一月一六日実施の衆議院議員総選挙の小選挙区の区割り規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが合理的期間内に是正されておらず違憲であるが無効とはしないもの、今後、裁判所の裁量により一部選挙区の選挙を無効とするところがあるとの反対意見を述べた。
- 三 平成二五年二月一〇日 第三小法廷決定
性別平等特例法により男性の性別変更を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子を嫡出認定を受けたこと（多数意見に賛同し、補正意見を述べた）。
- 四 平成二六年一月一四日 第三小法廷判決
認知者は、自らした認知行為が民法七六条により主張することができ、これは血縁上の父子関係がないことを知って認知した場においても異なる（多数意見に賛同し、補正意見を述べた）。
- 五 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決
産業廃棄物の最終処分場周辺に居住する住民のうち、最終処分場から排出される有害物質に起因する大気や土壌の汚染などにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は産業廃棄物等処分場の許可処分無効認定等を求める訴訟の原告適格があり、最終処分場の中心地点から八キロメートル以内で環境影響調査の対象区域に居住する者がそれに該当する（全員一致、裁判長）。
- 六 平成二二年一月二八日 第三小法廷判決
無限連帯債務を営む破産者から会員契約により利益を受けて得た者が、破産管財人からの不当利得返還請求を不法原因給付に当たるとを理由として返還を拒むとは、信義則に許されないとした（全員一致、裁判長、補正意見を述べた）。
- 七 平成二二年一月二六日 大法廷判決
平成二二年七月二日実施の参議院議員通常選挙の定数配分規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが同選挙までには是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えており違憲であり、議員一人当たりの選挙人数の少ない順に裁判所の選定した数の選挙区に選挙人を効とするが、今回は無効とはしないとの反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

先入観なく事案にのみ、その上で、事案の個性と共通性の両面をみることで、時代を通じて変わらないものを維持することと時代の変化に応じて変わることを分けて、これが裁判官に求められることと、私が目指していることです。



最高裁判所判事
池上政幸
昭和二六年八月二九日生

略歴
仙台市生まれ。開市立木町通小学校、東北大学教育学部附属中学校を経て宮城県仙台第一高等学校を卒業
昭和五〇年 三月 東北大学法学部卒業
五〇年 四月 司法修習生
五二年 四月 検事に任命
以後、東京地検、水戸地検、仙台地検の検事、釧路地検北見支部長、松山地検検事正、最高検検事などとして勤務するとともに、法務省の大正官房参事官、刑事局刑事課長、同局総務課長、大正官房人事課長、官房審議官、官房長などを務める。
平成二二年 一月 最高検公判部長
二三年 六月 最高検刑事部長
二四年 七月 名古屋高検検事長
二六年 一月 大阪高検検事長（同年七月退官）
二六年一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二六年一月一八日 第一小法廷決定
公判管理を担当している裁判官が、それまでの公判管理の経過や発覚とされる者との関係などを踏まえ、被告が関係者に対し実効性のある罪証隠蔽行為に及ぶ現実的の可能性は高いとはいえないことなどを考慮して保釈を許可した決定に対し、抗告を受けた裁判所としては、公判管理を担当している裁判官の判断が委ねられた裁量範囲を逸脱していないから、十分な不合理でないかどうかを審査すべきであり、公判管理を担当している裁判官の判断を覆すためには、その判断裁量の範囲を逸脱しているに相当する具体的な示す必要があるとした上、これを具体的に示さず保釈を許さないとした抗告審の決定を取り消し、改めて被告本人の保釈を許した（全員一致）。
- 二 平成二六年七月一六日 大法廷判決
平成二五年七月の参議院（選挙区選出）議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区別の投票価値の不均衡は、選挙問題が生ずる程度の著しい不平等状態であったが、平成二八年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた改正公選法の趣旨に従った方向での国会における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものでないかという点は、国会の裁量権の範囲を超えており違憲であるとの主張は、国会の裁量権の限界を超えておらず、なご定数配分規定が憲法に違反するに至っていないとはいえない（多数意見）。

裁判官としての心構え

現代の日本においては、社会、経済の変化が著しく、科学技術の進歩や国際化の進展に伴って、国民の法意識も変化していく中で、新しい形の法的紛争や法解釈の問題が出てきています。広い視野を持ち、様々な視点から、証拠により認められる事実を正確に把握し、公正で妥当な法的解決を求めなければならぬと思います。

私は、かねてから「審せず、陳（まを）さず、事に臨んでは冷静沈着に」という言葉に、物事を正確に理解した上で冷静沈着な判断をすることが大事だと教えられることができました。これからは、この言葉を大事にしながら、裁判所に判断を求められている一つ一つの具体的な事件について、裁判による適正な解決を図るため、公正にそして誠実に、力を尽くしていきたいと考えています。

明るい選挙



衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

12月14日(日)

大分県選挙管理委員会

この審査公報は裁判官から提出された原稿をそのまま写真製版により印刷したものです。

平成26年12月14日
執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

大分県選挙管理委員会



最高裁判所判事
やまもと つねゆき
山本庸幸
昭和二十四年九月二十六日生

略歴

昭和四十七年 八月 福岡県生まれ。父の転勤に伴い、富山県、神戸市、福井県、名古屋市中区に居を移し、愛知県立旭丘高等学校を経て、京都大学法学部を卒業（昭和四十八年）

昭和四十八年 四月 通商産業省（現在の経済産業省）入省

昭和五十年 五月 特許庁総務部総務課工業所長補佐に任ぜられ、同課長に昇進

昭和五十二年 六月 内閣法制局参事官

昭和五十四年 六月 通商産業省生活産業局機械課長

昭和五十六年 七月 日本貿易振興会本部企画部長

昭和五十八年 五月 内閣法制局第一部長兼省庁等改革法制室長

昭和六十一年 八月 内閣法制局第四部長、以後、第二部長、第三部長、第一部長を歴す

昭和六十二年 四月 東京大学公共政策大学院客員教授を兼任

昭和六十四年 四月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授を兼任

昭和六十六年 一月 内閣法制局次長

昭和六十八年 二月 内閣法制局長官

昭和七十二年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決
電機メーカーの労働者が過重労働によって鬱病を発症し、それが悪くなったときの損害賠償額を定めるに当たり、労働者が自らの精神的健康の情報を使用者に申告しなかったことと理由に直ちに損害賠償額を減額してはならないとした（全員一致）

二 平成二六年三月二八日 第一小法廷決定
ゴルフ倶楽部会員が、同倶楽部員に入会する際に暴力団関係者を同伴しない旨を誓約していた事情等があるにもかかわらず、同伴者が暴力団関係者であることを申告せず、ゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用したことは、詐欺罪に当たるとした（全員一致）

三 平成二六年六月一三日 第一小法廷判決
当時の厚生労働行政一般に対する不満等を募せ、憤りを強めて具体的な被害計画を、元厚生事務次官及びその妻に對して複数回突如殺害し、別の元厚生事務次官の妻に對して同様に突如殺害したことが殺害の目的を遂げなかった等の事実につき、死刑の科刑は、やむを得ないものとした（全員一致、裁判長）

四 平成二六年二月二六日 大法廷判決
平成二五年七月二日施行の参議院議員通常選挙の投票価値の不均衡が争われた事案において、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず憲法に違反するものではないとする多数意見に對し、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準であるべきとの観点から反対意見を述べた。また、違憲ではあるがその影響の大きさに鑑み事情判決の法理により無効とはせず、違法の宣言にとどめるとし他の反対意見に對し、違憲と判断した以上はこれを無効にすべきとの観点から投票の価値が〇・八を下回る選挙区についてのみ無効とし、残る議員で院を構成して一票の価値を平等とする選挙法の制定を促すべきとする意見を述べた（反対意見）。

裁判官としての心構え

三権の一翼を担う司法権の重要性を認識しつつ、その最終審である最高裁判所の裁判官として、まず何よりも当事者の主張に虚心に耳を傾け、これまでの四〇年余にわたる行政と法令審査の経験を中心に、公平かつ公正で妥当な解決を目指していきたいと考えております。

その際、日本国憲法その他の法令の規定を尊重し、法治国家の実が上がるよう、かつ、国民の自由と権利が最大限に尊重されるよう全力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
やまがuchi さきとし
山崎敏充
昭和二十四年八月三日生

略歴

昭和五〇年 四月 判事補任官

昭和五二年 四月 東京地裁、最高裁判所判事、同広報課、那覇地裁石垣支部、平良支隊等勤務

昭和五四年 四月 判事任官

昭和五六年 四月 最高裁判所判事、最高裁判所判事、東京地裁判事（部長補佐）、最高裁判所判事、東京地裁判事を務める

平成一四年 九月 最高裁判所判事

平成一五年 一月 最高裁判所判事

平成一六年 一月 千葉地裁判事

平成一七年 一月 最高裁判所判事

平成一八年 三月 名古屋地裁判事

平成二〇年 七月 名古屋地裁判事

平成二二年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決
産業廃棄物の最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等により健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分場の許可処分無効確認等を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その無効確認等を求める訴訟における原告適格を有する（全員一致）

二 平成二六年一〇月二八日 第三小法廷判決
違法な無限連鎖講（いわゆるネズミ講）に該当する金銭の出資及び配当の事業を行った破綻した会社の破産管理人が、破産手続の中で損失を受けた会員を含む破産債権者の配当を行なうなど適正かつ公平な清算を図ろうとして、その事業による配当を受けた会員に對して配当金の返還を求めたのに対し、配当金の給付が不法原因給付に当たることと理由としてその返還を拒むことは、信義則上許されない（全員一致）

三 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月に行われた参議院議員通常選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二四年法律第九四号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、同選挙までの間に定数配分規定の改正がなされたことにより、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、当該規定が憲法に違反するに至っていないことは、いえない。参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しと内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

社会が高度化し、複雑化するにつれ、裁判所が扱う訴訟その他の事件は、ますます多様化になり、また、困難の度合いを増えています。そうした事件を最終審として担当する最高裁判所の責任は重く、任命されてから半年余りの経験でも、その職責の大きさと困難さをひしひしと感じました。これまで第一審の裁判に携わってきた、常に中立公正な立場に立って、当事者の声によく耳を傾けることを心がけてきました。最高裁判所においても、裁判官としての基本的な姿勢は変わりませんが、それぞれの事件の背景や社会的意味をしっかりと汲み取り、熟慮を重ねて適正な判断に到達したいと考えています。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

12月14日(日)



～ 投じよう 未来を拓く その一票 ～

大分県選挙管理委員会

この審査公報は裁判官から提出された原稿をそのまま写真製版により印刷したものです。

(2ページ)